

【 山武市の債権一覧 】

1 強制徴収公債権一覧

令和元年 11 月現在

債権名	徴収根拠	時効根拠	時効期間	時効援用不要の根拠	督促の時効中断の根拠	督促・延滞金の根拠	滞納処分の根拠
市税（市民税）	地方税法第 2 条 税条例	地方税法第 18 条第 1 項	5 年	地方税法第 18 条第 2 項	地方税法第 18 条の 2	地方税法第 329 条第 1 項（督促）、第 326 条（延滞金） 税条例第 21 条、第 22 条（削除：督促）、第 19 条（延滞金）	地方税法第 331 条第 6 項
国民健康保険税	地方税法第 703 条の 4 第 1 項 国保税条例第 27 条	地方税法第 18 条第 1 項	5 年	地上税法第 18 条第 2 項	地方税法第 18 条の 2	地方税法第 726 条（督促）、第 723 条（延滞金） 税条例第 21 条、第 22 条（削除：督促）、第 19 条（延滞金）	地方税法第 728 条
国民健康保険料	国民健康保険法第 76 条、第 79 条	国民健康保険法第 110 条第 1 項	2 年	国民健康保険法第 110 条第 1 項	国民健康保険法第 110 条第 2 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項 税外収入に関する延滞金徴収条例第 2 条	国民健康保険法第 79 条の 2 地方自治法第 231 条の 3 第 3 項
後期高齢者保険料	高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条、第 113 条 後期高齢者医療に関する条例第 2 章（保険料）	高齢者の医療の確保に関する法律第 160 条第 1 項	2 年	高齢者の医療の確保に関する法律第 160 条第 1 項	高齢者の医療の確保に関する法律第 160 条第 2 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項 後期高齢者医療に関する条例第 5 条（延滞金）	高齢者の医療の確保に関する法律第 113 条 地方自治法第 231 条の 3 第 3 項
保育所保育料	児童福祉法第 56 条第 2 項、第 51 条 幼保連携型認定こども園条例第 12 条 保育所型認定こども園条例第 12 条	地方自治法第 236 条第 1 項	5 年	地方自治法第 236 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 4 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項 税外収入に関する延滞金徴収条例第 2 条	児童福祉法第 56 条第 7 項
保育所保育料（延長保育料）	児童福祉法第 56 条第 2 項、第 51 条 幼保連携型認定こども園条例第 12 条 保育所型認定こども園条例第 12 条	地方自治法第 236 条第 1 項	5 年	地方自治法第 236 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 4 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項 税外収入に関する延滞金徴収条例第 2 条	児童福祉法第 56 条第 7 項
介護保険保険料	介護保険法第 129 条、第 144 条 介護保険条例第 2 条	介護保険法第 200 条第 1 項	2 年	介護保険法第 200 条第 1 項	介護保険法第 200 条第 2 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項 介護保険条例第 6 条（延滞金）	介護保険法第 144 条 地方自治法第 231 条の 3 第 3 項
農業集落排水事業分担金	地方自治法第 224 条農業集落排水事業分担金徴収条例第 3 条	地方自治法第 236 条第 1 項	5 年	地方自治法第 236 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 4 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項 税外収入に関する延滞金徴収条例第 2 条	地方自治法第 231 条の 3 第 3 項
道路占用料	道路法第 39 条 道路占用料徴	道路法第 73 条	5 年	道路法第 73 条第 5 項	地方自治法第 236 条第 4 項	道路法第 73 条第 1 項、第 2 項	道路法第 73 条第 3 項

	収条例第3条	第5項		項	4項	税外収入に関する延滞金徴収条例第2条	
行政代執行による経費(「山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例」に基づく空き家の解体を行う場合で、行政代執行後の保管費用及び処分費用等を除く経費)	行政代執行法第6条第1項	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条	行政代執行法第6条第1項
生活保護費返還金(平成26年7月1日以後に市長が支弁した保護費の費用に係る生活保護法第78条の規定による徴収金)	生活保護法第78条第1項	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条	生活保護法第78条第4項
幼稚園保育料(幼保連携型認定こども園条例施行規則及び保育所型認定こども園条例施行規則に規定する1号認定子どもに係る保育料で平成27年4月1日以後に発生したもの)	児童福祉法第56条第2項、第51条 幼保連携型認定こども園条例第12条 保育所型認定こども園条例第12条	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条	児童福祉法第56条第7項
介護報酬返還金(介護保険法第22条第3項に規定する徴収金で平成21年5月1日以後に発生したもの)	介護保険法第22条第3項	介護保険法第200条第1項	2年	介護保険法第200条第1項	介護保険法第200条第2項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条	介護保険法第144条 地方自治法第231条の3第3項
国民健康保険療養給付費返還金(不正利得に限る。)	国民健康保険法第65条第1項、第2項	国民健康保険法第110条第1項	2年	国民健康保険法第110条第1項	国民健康保険法第110条第2項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条	国民健康保険法第79条の2 地方自治法第231条の3第3項

2 非強制徴収公債権一覧

債権名	徴収根拠	時効根拠	時効期間	時効援用不要の根拠	督促の時効中断の根拠	督促・延滞金の根拠
マザーズホーム利用者負担金	知的障害者福祉法第27条 簡易マザーズホーム条例第16条	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条
生活保護費返還金（強制徴収公債権に該当するものを除く。）	生活保護法第63条、第78条	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条
老人保護費個人負担金	老人福祉法第28条 老人福祉法による措置に要する費用の徴収に関する規則第3条～第5条	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条
農業集落排水事業使用料	地方自治法第225条 農業集落排水処理施設条例第15条及び第16条	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条
幼稚園保育料（強制徴収公債権に該当するものを除く。）	地方自治法第225条 幼稚園条例第4条	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条
行政財産使用料	地方自治法第225条 行政財産使用料条例第2条	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条
証明等手数料	地方自治法第227条例 手数料条例第3条	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条
公の施設の使用料	地方自治法第225条 行政財産使用料条例第2条	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条
重度心身障害者医療助成費返還金	重度心身障害者の医療費助成に関する条例 行政処分 名古屋地裁（H16.9.9） 乳幼児医療費助成制度に関する判決	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条
介護報酬返還金（強制徴収公債権に該当するものを除く。）	介護保険法第22条第3項	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条
国民健康保険療養給付費返還金（強制徴収公債権に該当するものを除く。）	行政処分名古屋地裁（H16.9.9） 乳幼児医療費助成制度に関する判決	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条
こども手当過誤払金	子ども手当の支給に関する法律 行政処分名古屋地裁（H16.9.9） 乳幼児医療費助成制度に関する判決	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条
児童扶養手当過誤払金	児童扶養手当法 行政処分名古屋地裁（H16.9.9） 乳幼児医療費助成制度に関する判決	地方自治法第236条第1項	5年	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第1項、第2項 税外収入に関する延滞金徴収条例第2条

3 私債権一覧

債権名	時効根拠	時効期間	時効援用の根拠	督促の時効中断の根拠
学童クラブ利用料	民法第 173 条第 3 項	2 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
日向診療所の診察料	民法第 170 条第 1 号	3 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
がん検診個人負担金	民法第 167 条第 1 項	10 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
成東病院の債権（清算特会分）	民法第 170 条第 1 号	3 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
医学生、看護学生奨学金貸付金	民法第 167 条第 1 項	10 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
市営住宅使用料	民法第 169 条	5 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
奨学資金貸付金	民法第 167 条第 1 項	10 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
学校給食費	民法第 173 条第 3 項	2 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
上水道料金	民法第 173 条第 1 号	2 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
土地建物貸付収入	民法第 169 条	5 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
土地売払収入	民法第 167 条第 1 項	10 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
自動販売機電気料 （光熱水費）	民法第 167 条第 1 項	10 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
複写機、印刷機使用料	民法第 167 条第 1 項	10 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
講座受講料、参加費	民法第 167 条第 1 項	10 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
学童クラブ利用料（指定管理者・利用料金制）	民法第 173 条第 3 項	2 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
高額療養費資金貸付金	民法第 167 条第 1 項	10 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
契約解除違約金	商法第 522 条	5 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
市税還付金返還金	民法第 167 条第 1 項	10 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項
臨時福祉給付金返還金	民法第 167 条第 1 項	10 年	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項